



余市町ふれあい収集のごあんない

町では、ごみや資源物をステーションまで出すことが困難で他の者の協力を得られることが出来ない世帯について、ごみの戸別収集を行っています。

【対象となる世帯は】

以下の条件を満たす独居世帯、または居住者全員が以下の条件を満たす世帯

- (1) 介護保険法制度による要支援1から要介護5に該当する方
- (2) 身体障がい者手帳の交付を受け、障がい程度が1級から3級に該当する方
- (3) 療育手帳の交付を受け、知的障がいの程度がA判定に該当する方
- (4) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当する方
- (5) その他、上記に準ずる理由により、自らがごみステーションまでごみを搬出することが困難であると認められる方

【申込みから収集までの流れ】

申込み・・・申請書または電話で申込みします。ご本人でなくても親族、介護担当者や民生委員などからの申込みでも受付します。



自宅を訪問・・・職員がご自宅を訪問し、申込世帯の状況やご本人のお体の状態などを、親族、介護担当者、民生委員等にも同席いただいて確認します。



結果のお知らせ・・・ふれあい収集の決定については後日お知らせします。



収集方法・・・町が指定した曜日に週1回、委託業者が訪問します。
燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物に分別されたものを、玄関先で収集し、安否確認の声かけをします。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



建築廃材等のクリーンセンターへの持ち込みについて

個人で自宅をリフォームしたり、木造の物置等をご自分で解体するなどして発生した木材等の建築廃材を一般廃棄物としてクリーンセンターへ搬入する場合は、次の点にご注意ください。

- ・搬入できるのはあくまでも自己解体によるものであり、業者に依頼したものは産業廃棄物となるため搬入できません。産業廃棄物との区別をするため、現地での作業状況等を確認させていただきますので、搬入する前に必ず環境対策課まで連絡願います。
- ・クリーンセンターへの搬入は町内在住のご本人か、「余市町一般廃棄物収集運搬許可業者」でなければなりません。それ以外の方が搬入することは、廃棄物処理法違反になる場合があります。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



「し尿」収集料金改定のお知らせ

令和2年4月号町広報ですすでにお知らせしていますが、7月1日から「し尿」収集料金が1ℓあたり6円82銭から7円70銭に改定されます。

これからも安定した「し尿」収集運搬を続けていくために、「し尿」収集を利用されている皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

問合せ 北後志衛生施設組合 ☎22-4489